

市議会定例会提出議案（藤沢市少年の森条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市少年の森条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市少年の森条例の一部改正について
藤沢市少年の森条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市少年の森条例の一部を改正する条例

藤沢市少年の森条例(昭和55年藤沢市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第10条第1項中「第7条」を「第8条」に、「取消され」を「取り消され」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条各号列記以外の部分中「一つに」を「いずれかに」に、「取消し」を「取り消し」に改め、同条第3号中「第5条各号の一つに」を「第6条各号のいずれかに」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「一つに」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「あるとき」を「ある」に改め、同条を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 風水害等の災害が発生したとき、又はその発生が予想されるとき。

第5条を第6条とする。

第4条第1項中「団体」を「もの」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2号中「をもつて組織されている」を「により構成される」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「必要があると」を削り、同条中同条を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) この市の区域内の青少年育成に携わる者及びそれらの者により構成される団体

(5) 国及び地方公共団体

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(休園日等)

第3条 少年の森の休園日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

第12条中「教育委員会が」の次に「規則で」を加え、同条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第12条 少年の森の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 少年の森の許可等及びその取消しに関する業務
- (2) 少年の森の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 少年の森において実施する青少年育成事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、少年の森の運営に関する事務のうち教育委員会
のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第14条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第12条を第15条とし、第11条の次に3条を加える改正規定(第14条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、少年の森の管理の業務を指定管理者に行わせる必要による。